

子ども・子育て支援新制度の実施に伴う

奈良市の仮利用者負担額（仮保育料）案について

平成 26 年 10 月 30 日
奈良市保育所・幼稚園課

1 市の利用者負担額設定にあたっての基本的な考え方

（1）1 号・2 号・3 号共通事項

- ①市の現行の状況から、国が示した利用者負担額のイメージを基本として考える。
- ②公私立の施設間での保護者の負担額の差をなくす。
- ③1 号の階層区分と 2，3 号の階層区分を統合し、全体として階層区分を 10 段階から 12 段階とし、1 号から 3 号までの保育料の関連を持たせる。
- ④給付単価を限度額とする。
- ⑤所得税から市町村民税を階層区分の基礎とする。
- ⑥利用者負担に係る所得階層切替時期が現行の 4 月から 9 月となり、8 月以前は前年度分、9 月以降は当年度分の市町村民税額により決定される。
- ⑦包括外部監査の指摘（他中核市の保育料に比べ、適正な額とする）を踏まえ、検討する。
- ⑧市民税非課税世帯を無料としているのを、有料とする。
- ⑨公立施設等の老朽化に対する施設改修等の財源とし、少しでも早く改修を計画的に行う。
- ⑩国からの公定価格の仮単価における基本構造としては、平成 27 年・28 年度の「現行水準ベースの質改善前」と消費税が満年度化する平成 29 年度以降の「0，7 兆円の範囲で実施される質改善ベース」と「1 兆円超の範囲で実施される質の改善ベース」が示されており、教育・保育の質改善とともに公定価格の給付額の増が見込まれることから、一定、利用者負担に反映する。

(2) 質改善の内容

別紙資料1－12参照

①平成29年度以降の「0.7兆円の範囲で実施される質改善ベース」

保育認定の場合

◇保育認定の2区分に応じた対応

- ・ 保育標準時間については、保育士1人（延長保育の給付化）及び非常勤保育士（3時間）を追加

◇研修の充実

- ・ 研修機会確保のための代替要員費を追加（年2日）

◇職員配置の改善

- ・ 3歳児の配置改善（20：1→15：1）

◇職員処遇の改善（＋3％）

- ・ 処遇改善等加算を充実
- ・ 担当保育士の常勤化（休日保育の給付化）

◇地域の子育て支援・療育支援

- ・ 療育支援を補助する職員（非常勤）を加配
- ・ 子育て支援に係る事務経費

◇栄養士の配置（嘱託）

◇小学校との接続改善（保幼小連携）

◇第三者評価の受審費用 等々

②平成29年度以降の「1兆円超の範囲で実施される質の改善ベース」

◇研修の充実

- ・ 研修機会確保のための代替要員費を追加（年2日） → 年5日分に引上げ

◇職員配置の改善

- ・ 3歳児の配置改善（20：1→15：1）に加えて、4歳児の配置改善（30：1→25：1）

1歳児の配置改善（6：1→5：1）

◇職員処遇の改善（＋3％） → 加算率＋5％に引上げ

◇地域の子育て支援・療育支援

療育支援の補助者の人件費を引上げ

子育て支援活動経費を引上げ

◇栄養士の配置（嘱託） → 嘱託を非常勤に改善

◇小学校との接続改善（保幼小連携） → 接続改善の人件費も措置

(3) 質改善による費用変遷イメージ

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
費用額 (イメージ)	100	100 + α	100 + α	110 + β	110 + β

α : 国予算編成を経て確定される

β : 1兆円超の範囲で実施される質の改善ベース

【市負担額の算定】

(公定価格—国基準の利用者負担額) × 4分の1

- ・ 例1-1 質改善前 (国基準) 65%

$$(100 - 40) \times 4分の1 = 15$$

内訳：利用者負担40、国30、県15、市15

(市)

内訳：利用者負担40 × 0, 65 = 26、国30、県15、市29

- ・ 例1-2 質改善前 (国基準) 67, 5%

$$(100 - 40) \times 4分の1 = 15$$

内訳：利用者負担40、国30、県15、市15

(市)

内訳：利用者負担40 × 0, 675 = 27、国30、県15、市28

- ・ 例1-3 質改善前 (国基準) 70%

$$(100 - 40) \times 4分の1 = 15$$

内訳：利用者負担40、国30、県15、市15

(市)

内訳：利用者負担40 × 0, 7 = 28、国30、県15、市27

- ・ 例2-1 質改善後 (国基準) 65%

$$(110 - 40) \times 4分の1 = 17, 5$$

内訳：利用者負担40、国35、県17, 5、市17, 5

(市)

内訳：利用者負担40 × 0, 65 = 26、国35、県17, 5、市31, 5

- ・ 例2-2 質改善後 (国基準) 67, 5%

$$(110 - 40) \times 4分の1 = 17, 5$$

内訳：利用者負担40、国35、県17, 5、市17, 5

(市)

内訳：利用者負担40 × 0, 675 = 27、国35、県17, 5、市30, 5

- ・ 例2-3 質改善後 (国基準) 70%

$$(110 - 40) \times 4分の1 = 17, 5$$

内訳：利用者負担40、国35、県17, 5、市17, 5

(市)

内訳：利用者負担40 × 0, 7 = 28、国35、県17, 5、市29, 5

1号（教育標準時間認定の子ども）について

- ① 1号認定（幼稚園）の負担額が、2号認定（保育所）を上回らないように設定する。
- ② 1号認定（幼稚園）については、市立幼稚園が今後、市立こども園に移行していくにあたって、私立幼稚園と同様の教育・保育が提供できる（3年保育、給食、預かり保育、保育室の空調など）と考えられることから、公私共に同じ利用者負担とするが、現状の市立幼稚園の現状や急激な負担増となることから一定の経過措置を検討する。

2号・3号（保育認定を受けた子ども）について

- ① 2・3号認定（保育所）については、3歳未満・3歳・4歳以上の3段階から、国の区分にあわせて、3歳未満と3歳以上の2段階に変更する。
- ② 保育標準時間と保育短時間の差については、国の示す率を基本として考える。（保育短時間の料金は保育標準時間の△1.7%）
- ③ 2・3号認定については、平成21年度包括外部監査から、「他の中核市等の水準にあわせて、保育料の引き上げについて検討すべきである」との指摘があり、新制度の実施に合わせて、適正な保育料となるように、中核市や近隣市の現行の状況を参考に見直す。市民税非課税世帯については、有料とするが、経過措置を検討するものとする。
- ④ 3号認定の地域型保育給付の利用者負担額については、現行では施設型と運営状況に差があると考えられるので、別途3号認定の利用者負担額を基本として設定する。

以上の基本的な考え方を基に、次のとおり保育料の設定をしていきます。

2 新制度における奈良市の利用者負担額（案）

（1）3号認定（保育認定満3歳未満）を受けた子どもの保育料（月額）案 【国基準 67.5%】

- ① 1～3号認定の整合性を図るため階層の数を10階層から12階層にした。
- ② 新たに市民税非課税世帯に保育料を設定した。主食・副食費相当分と考える。
- ③ 奈良市の特に特徴があると思われる現行の階層を上げた。

⇒ 結果、グラフの階段のひずみが一部修正され、算定すると、国基準徴収額の 67.5% になった。（中核市平均は 70.8%）資料 1-1、2、3、4、11 参照。

（2）2号認定（保育認定満3歳以上）を受けた子どもの保育料（月額）案 【国基準 67.5%】

- ① 1～3号認定の整合性を図るため階層の数を10階層から12階層にした。
- ② 新たに市民税非課税世帯に保育料を設定した。副食相当分と考える。
- ③ 3歳、4歳以上の2区分を、国基準通り1つにまとめた。
- ④ 奈良市の特に特徴があると思われる現行階層の階層を上げた。

⇒ 結果、階段のひずみが一部修正され、算定すると、国基準徴収額の 67.5% になった。（中核市平均は 70.8%）資料 1-1、2、3、4、10 参照。

（3）1号認定（教育標準時間認定：満3歳以上）を受けた子どもの保育料（月額）案

現行の市立幼稚園の保育料との格差が大きいため、市内私立幼稚園のうち保育料等が高額な幼稚園3園を除いて、国基準の考え方に沿い、保育料の設定をする。また、2号認定の保育短時間（8時間）の保育料を超えないように配慮する。

3 国の軽減措置について

（1）国軽減措置制度を踏まえた母子世帯等への軽減措置

市民税非課税世帯の母子世帯等は0円とし、それ以外の対象となる階層は減額する。

（2）多子軽減について

- （1号）幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- （2号・3号）小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

4 本市における経過措置について

- （1）2号・3号の保育料については、負担増となることから一定の経過措置を今後検討する。

(2) 私立幼稚園の1号について

現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で国が定める経過措置を講ずる。

(3) 1号の保育料について

現行の市立幼稚園及び市立認定こども園の利用者負担は、私立幼稚園とかい離しているため、保護者負担の急激な変化を緩和する観点から、経過措置を検討します。

5 本市における子ども・子育て支援新制度にかかる仮利用者負担額について

別紙のとおり（資料2-1、2-2参照）

（参考）市立認定こども園

今までの保育料等との比較試算

（例1）市立の認定こども園長時間利用の場合（2号短時間、D6階層）

入園料 235 円＋保育料 6,300 円＋給食費 6,800 円＋預かり保育料 20 日分 10,000 円＝23,335 円



保育料 22,900 円＋主食費約 800 円＝23,700 円（給食費 {主食費除く}、預かり保育料不要）

（例2）市立の認定こども園短時間利用で、多子軽減（同時就園）第2子の場合（1号、D3階層）

第1子保育料 6,300 円＋第2子保育料 6,300 円＝12,300 円



第1子保育料 8,700 円＋第2子保育料 8,700/2＝13,050 円

（例3）市立の認定こども園短時間利用で、多子軽減（小学校3年まで）第2・3子の場合（1号、D9階層）

第2子保育料 6,300 円＋第3子保育料 6,300 円＝12,300 円



第2子保育料 18,900 円/2＋第3子保育料 18,900 円*0＝9,450 円

仮利用者負担額（仮保育料）案 参考資料集

平成26年10月30日
奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課

県庁所在地・政令指定都市・中核市保育料ランキング
(国基準に対する徴収割合)

県庁所在地・政令指定都市・中核市	2014年[予算ベース]	備考
豊田市	48.8	
東京・杉並区	49.9	
広島市	52.7	
前橋市	58	
山形市	58.5	
松江市	59	
高崎市	59.3	
豊橋市	60.6	
宇都宮市	61.9	
名古屋市	61.9	
旭川市	62.4	
枚方市	62.7	(2013決算)
岡崎市	62.9	
松山市	63	
豊中市	64.2	(2013決算)
久留米市	64.4	
奈良市	65	
盛岡市	65.1	
静岡市	65.5	
船橋市	66.4	
青森市	67.1	
堺市	68.3	
鳥取市	68.5	
東大阪市	69	
福井市	69.4	
相模原市	69.7	
甲府市	69.7	
熊本市	69.7	
福岡市	69.8	
大津市	69.9	
札幌市	70	
鹿児島市	70.4	
新潟市	70.5	
大阪市	70.5	
大分市	70.5	
浜松市	70.6	
仙台市	70.7	
柏市	70.9	
高槻市	71.1	
京都市	71.4	
横須賀市	71.6	
川越市	71.9	
郡山市	72.2	
さいたま市	72.2	
那覇市	72.8	
長野市	72.8	
千葉市	72.9	
横浜市	73.8	
山口市	74.2	
秋田市	74.6	
宮崎市	74.6	
金沢市	74.9	
川崎市	75	
長崎市	75.8	
いわき市	76.1	
津市	76.2	
和歌山市	76.5	
高松市	76.6	
下関市	77.3	
佐賀市	77.3	
徳島市	77.8	
福島市	78	
水戸市	78.2	
富山市	78.6	
岐阜市	79.2	
函館市	79.6	
倉敷市	79.8	
神戸市	80	(2013決算)
北九州市	80.3	(2013決算)
姫路市	80.8	(2013決算)
岡山市	81.4	(2013決算)
高知市	83.3	(2013決算)
福山市	83.7	(2013決算)
尼崎市	84.2	(2013決算)
西宮市	87.9	(2013決算)

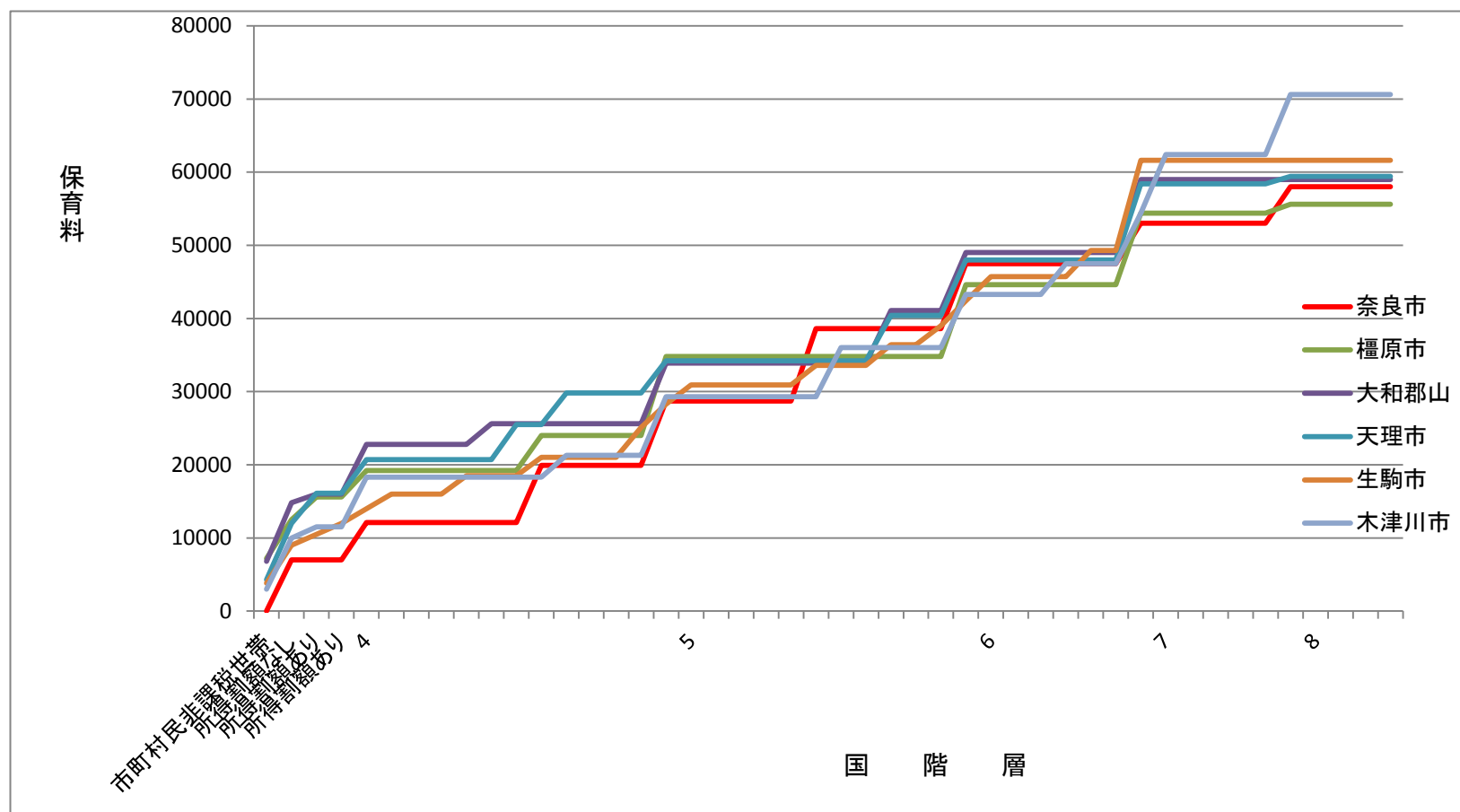
5312

平均 70.8 %

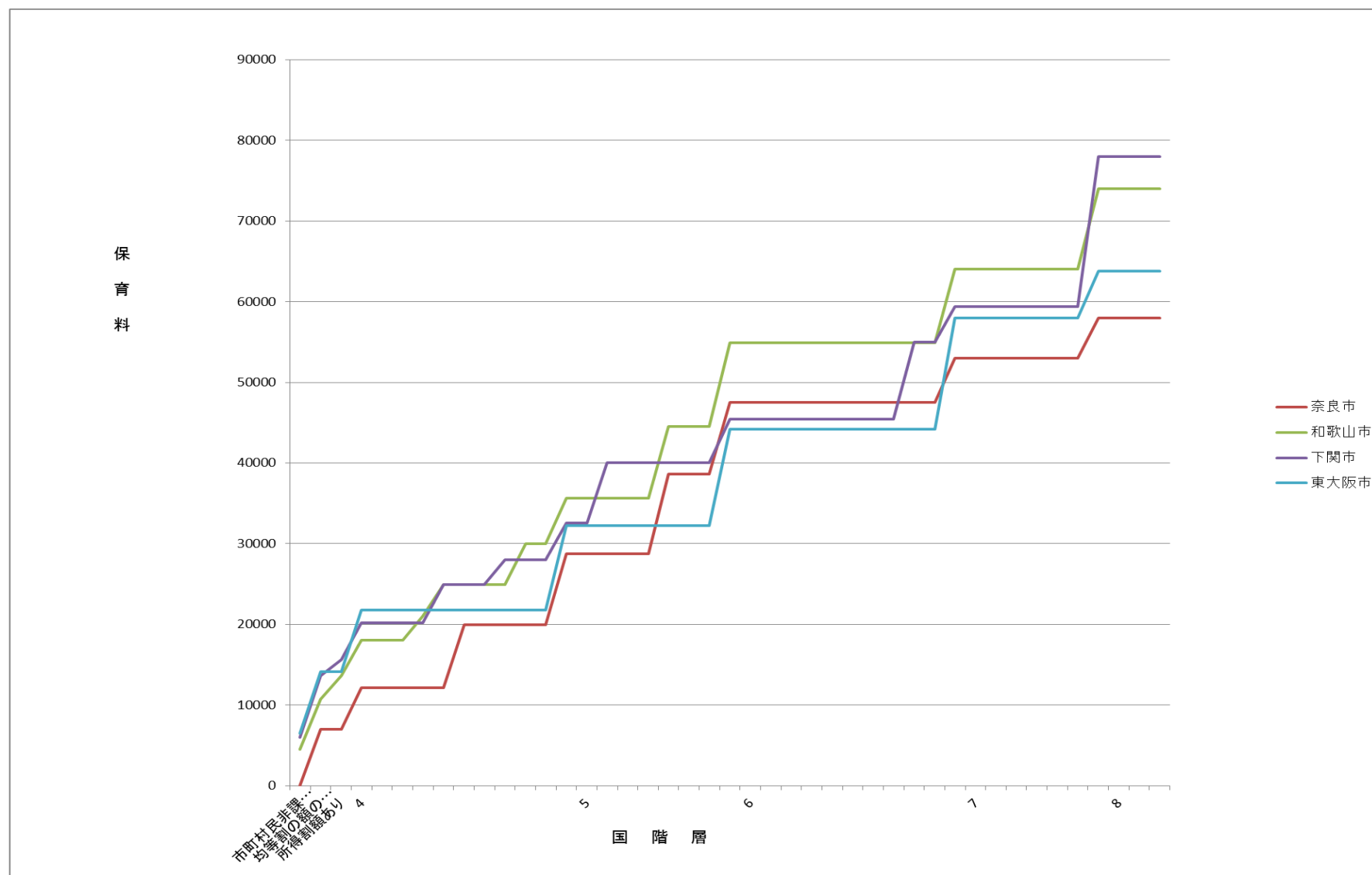
近 隣 市 徴 収 割 合

	木津川市	生駒市	大和郡山市	天理市	橿原市	奈良市
国基準割合に 対する徴収割 合(現行)％	70	70	75	80	72.2	65

近隣市保育料比較（国基準の65.0%）

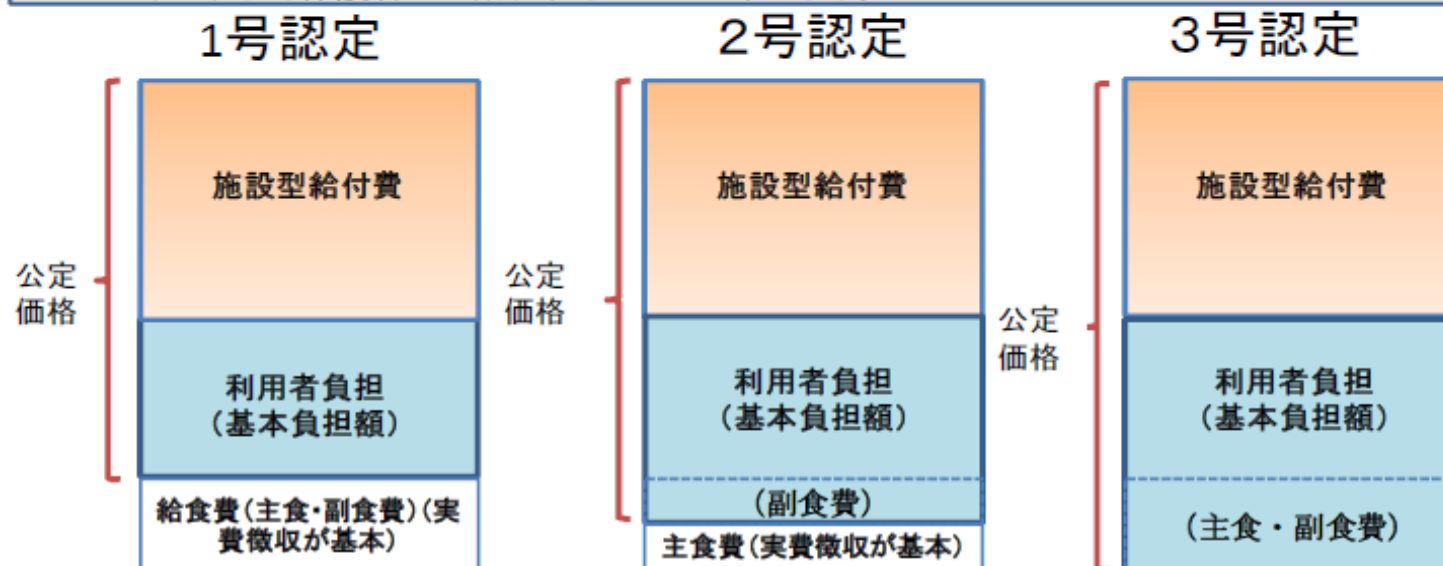


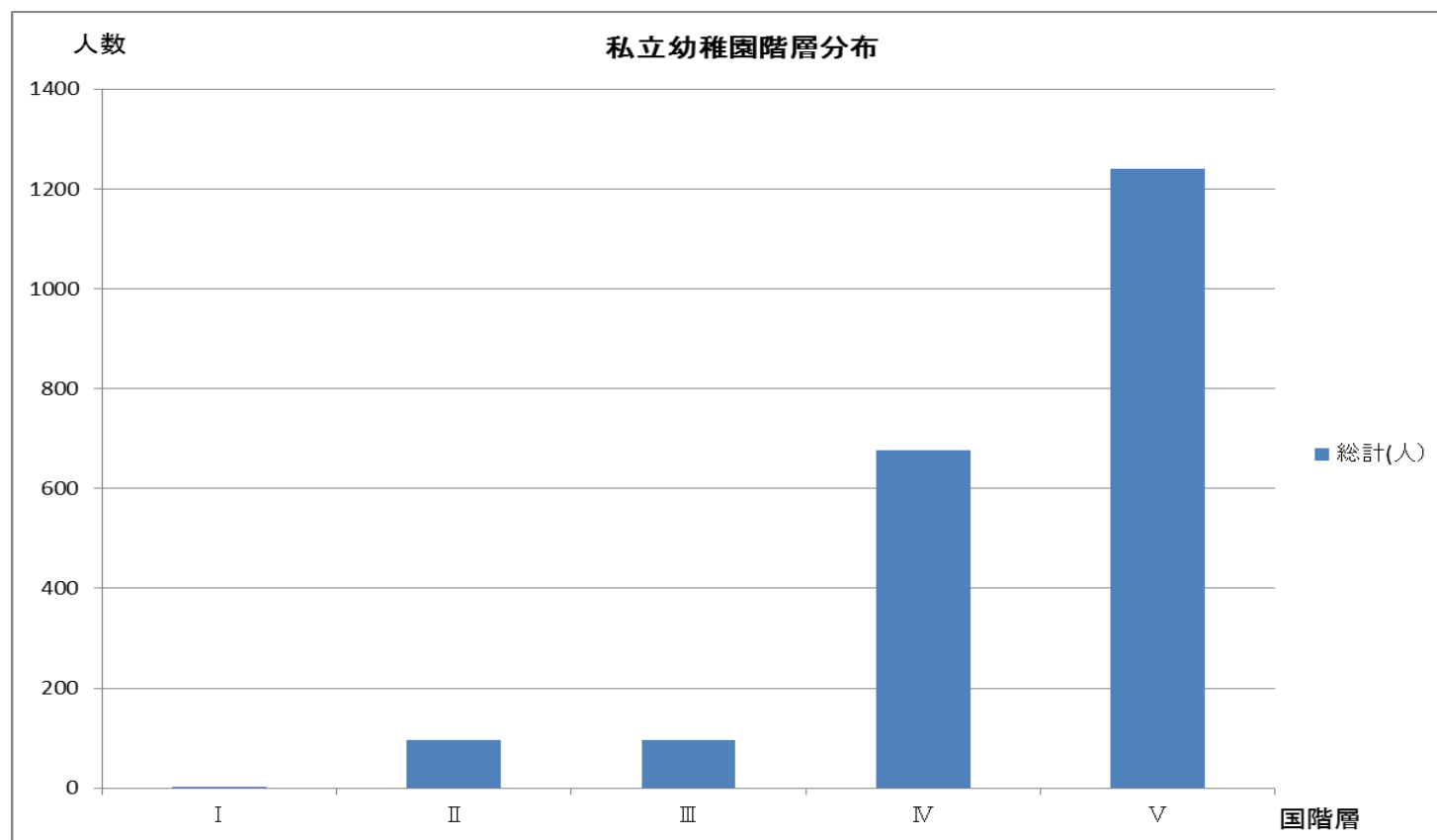
中核市保育料比較(国基準の65.0%)



給食費の扱い

- 1号認定については、給食を実施している場合にはその材料費を実費徴収として徴収することを基本とする。
- 2号認定については、公定価格の算定上、副食費に対応したうえで、副食費については利用者負担において、主食費については実費徴収として徴収することを基本とする。
- 3号認定については、公定価格の算定上、主食費、副食費に対応したうえで利用者負担において徴収することを基本とする。
- 以上のとおり、生活保護世帯の2号認定、3号認定の給食費を除き、給食材料費については、いずれも保護者から徴収することが基本となる。

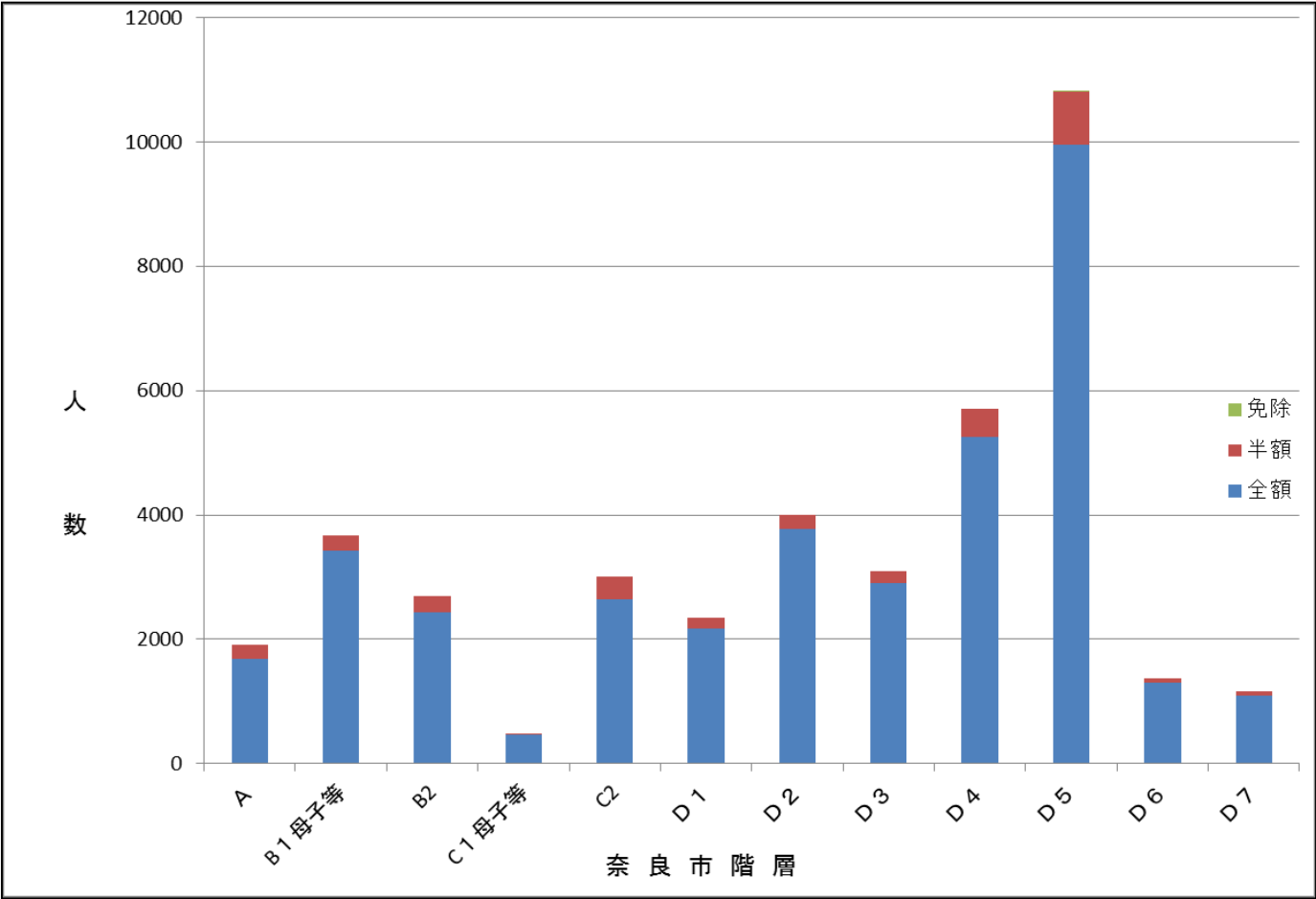




※平成26年度就園奨励費申請数を基に作成。V階層は未申請者数。

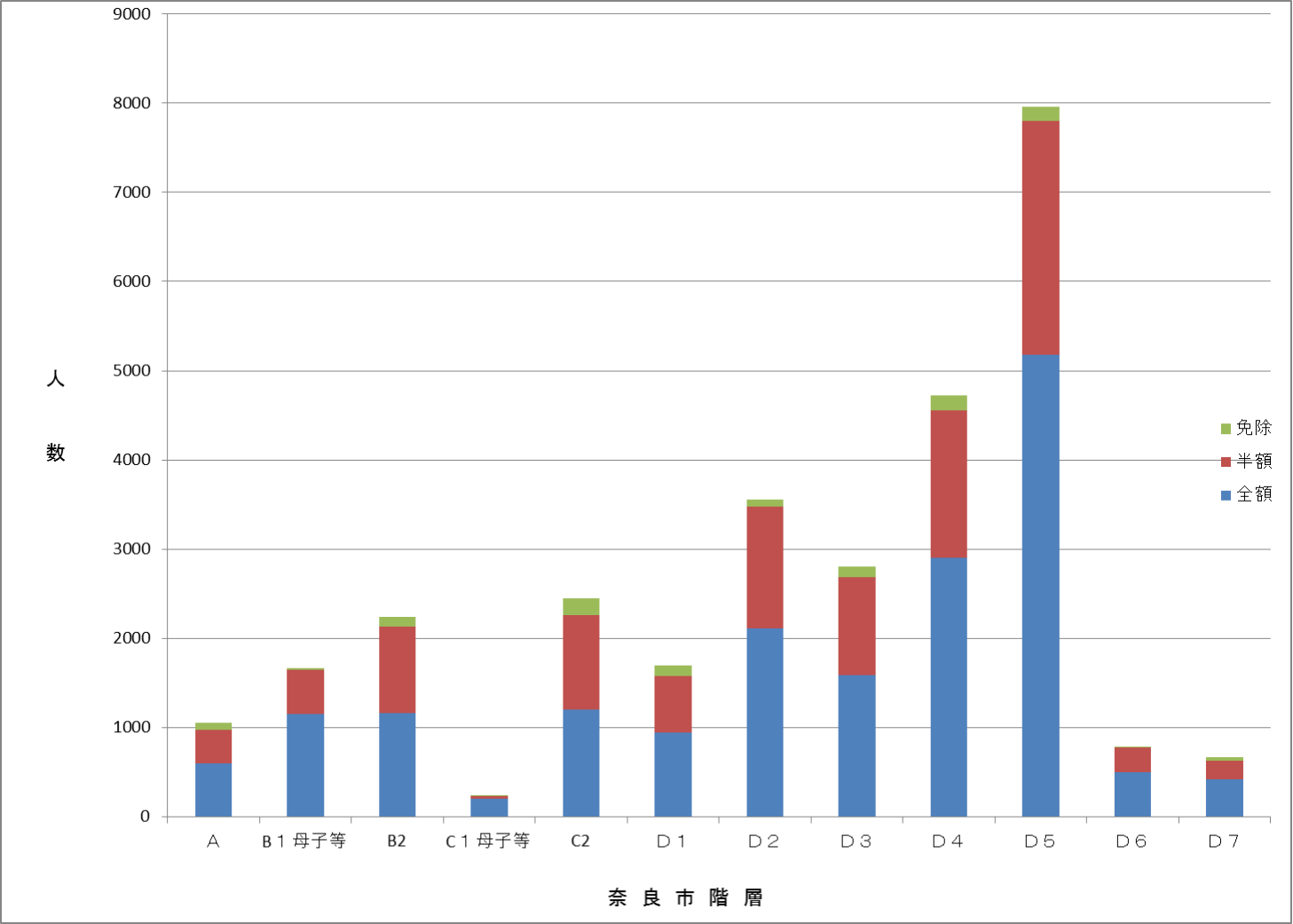
階層名	I	II	III	IV	V
推定年収	生活保護	～260万円	～410万円	～740万円	740万円以上

保育所3歳以上人数分布表【2号】



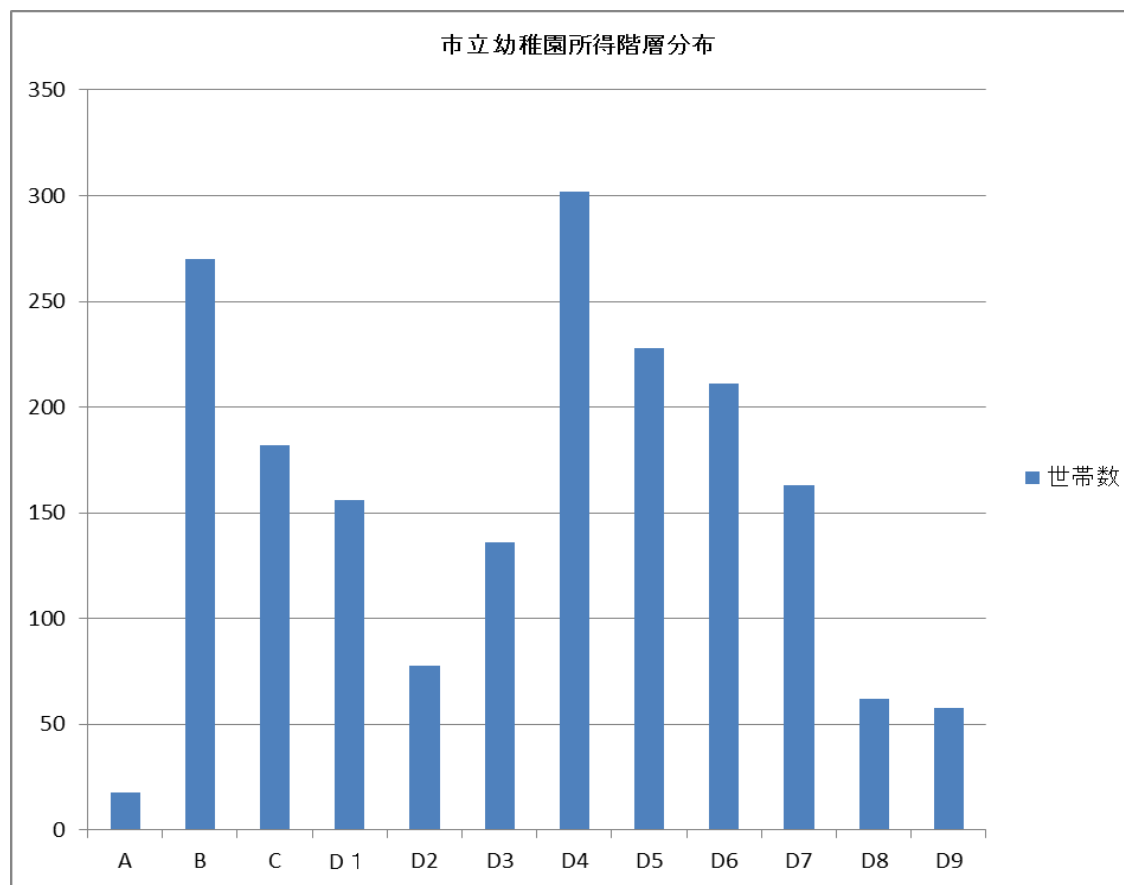
※人数は延べ人数 平成25年度実績

保育所3歳未満人数分布表【3号】



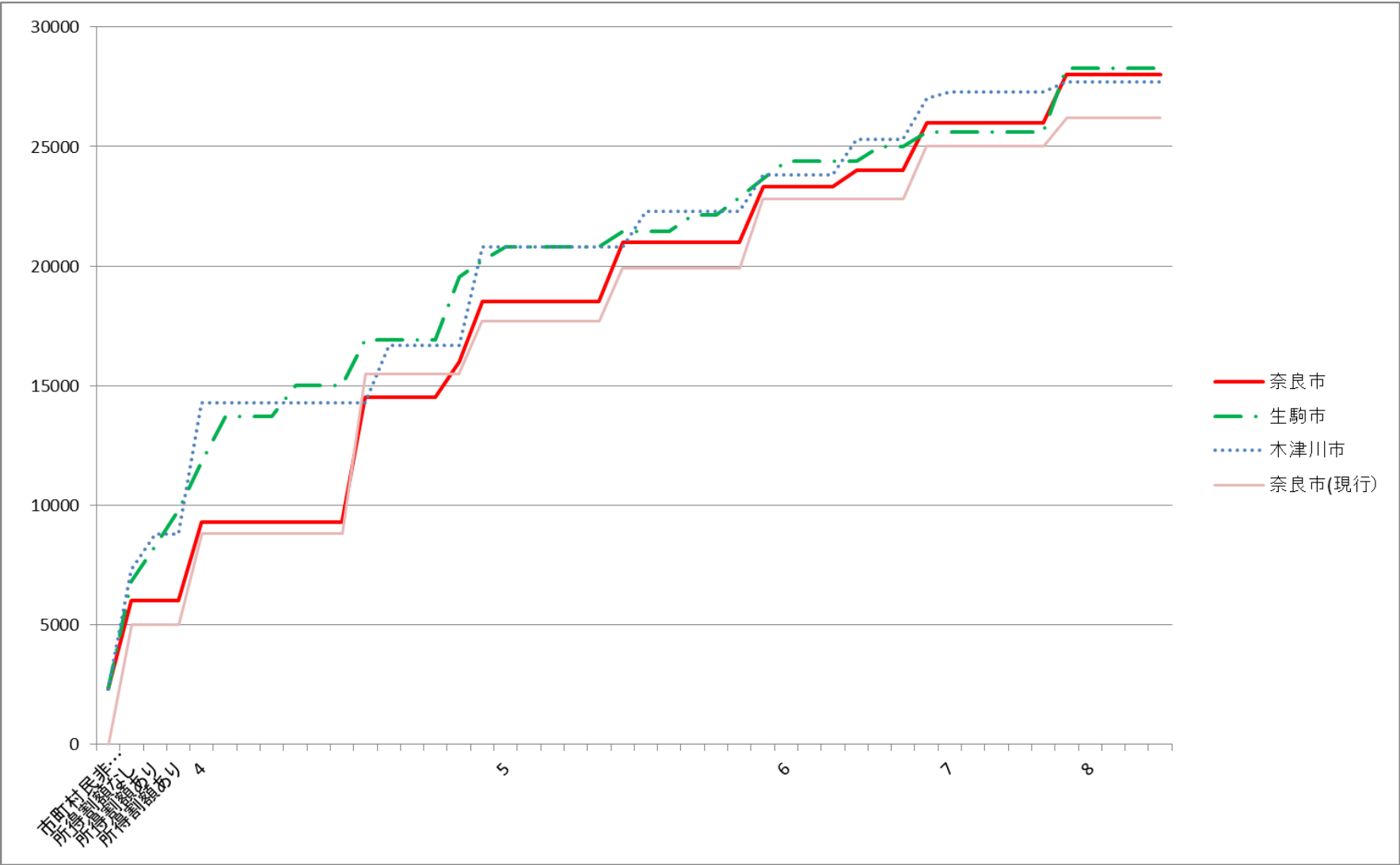
※人数は延べ人数 平成25年度実績

階層	備 考
A	生活保護
B	市民税非課税
C	所得割課税額48,600円未満
D1	所得割課税額67,000円未満
D2	所得割額税額77,100円未満
D3	所得割額税額97,000円未満
D4	所得割額税額133,000円未満
D5	所得割額税額169,000円未満
D6	所得割額税額211,200円未満
D7	所得割額税額301,000円未満
D8	所得割額税額397,000円未満
D9	所得割額税額397,000円以上

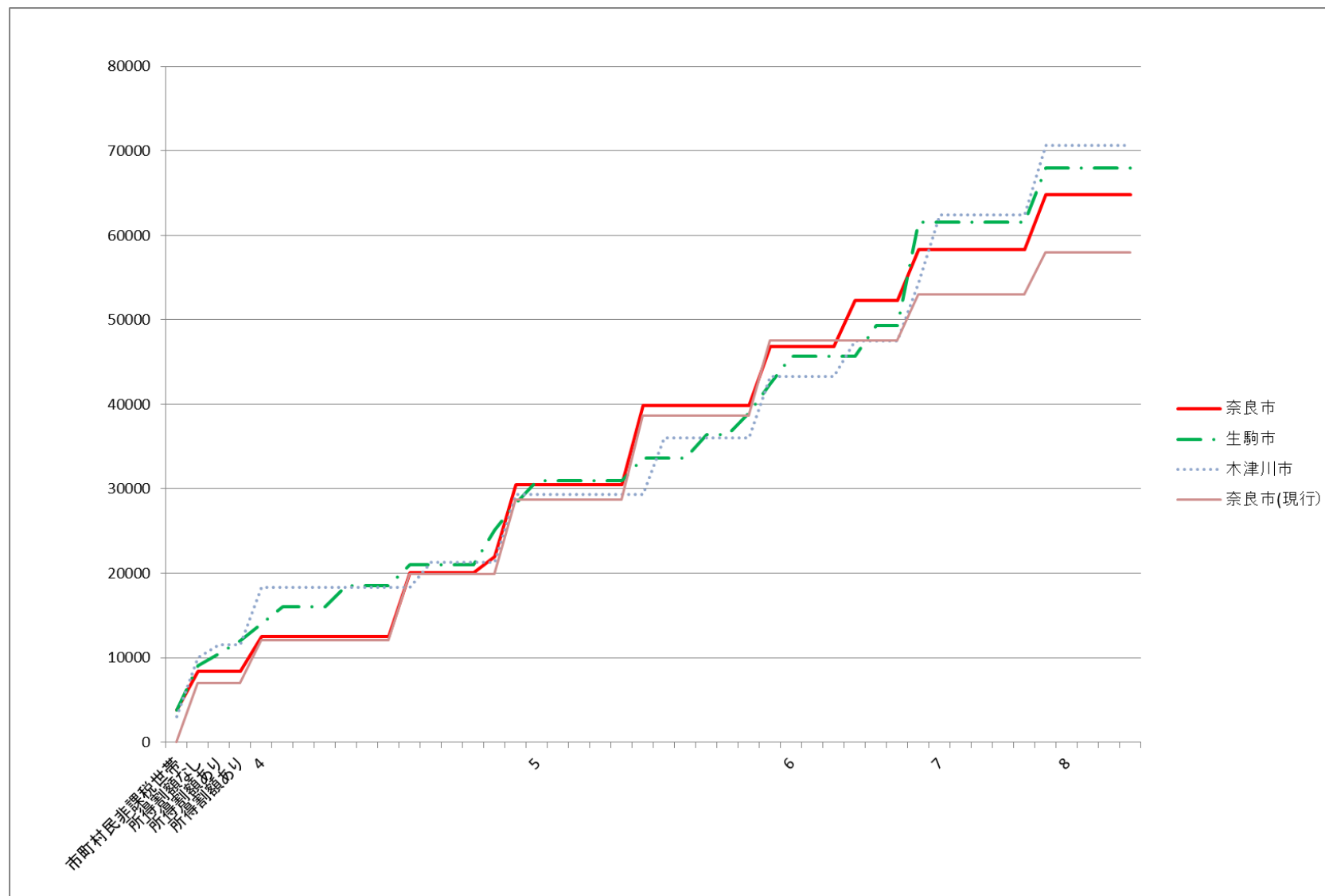


※A階層【生保受給者】の人数は平成26年度就園奨励費申請者の人数から抜粋

近隣市保育料比較【2号】



近隣市保育料比較【3号】





子ども・子育て支援新制度の解説

③公定価格

平成26年7月
文部科学省

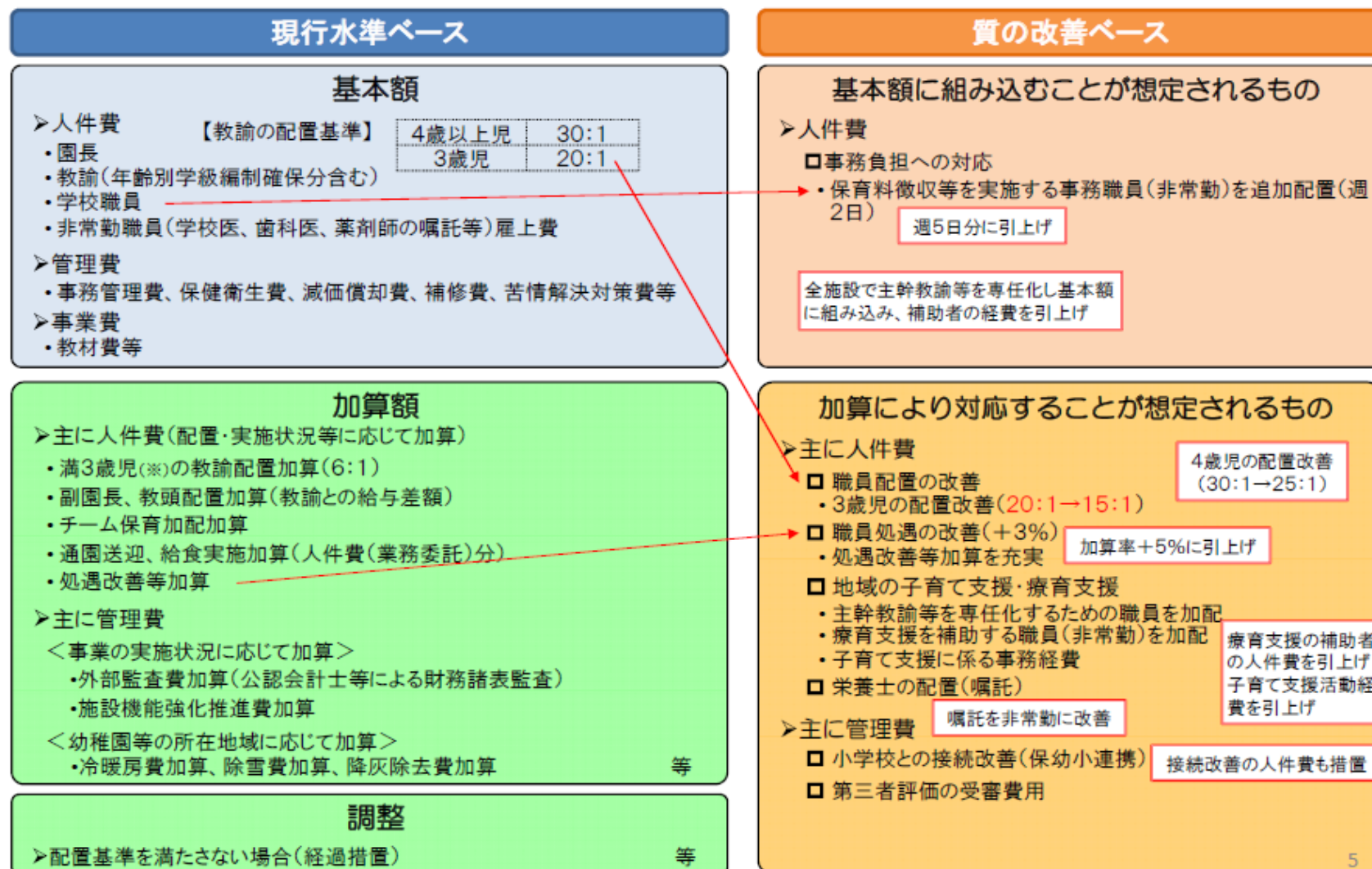
Ⅱ. 公定価格の骨格概要

幼稚園、認定こども園、小規模保育事業 A 型・B 型の関係部分

「質の改善ベース」については、「0.7 兆円の範囲で実施する事項」を本文に記載した上で、「1 兆円超の範囲で実施する事項」の主要事項を枠囲いで追記している。

教育標準時間(1号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※幼稚園の場合



※「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

保育標準時間・短時間(2号・3号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※保育所の場合

現行水準ベース

基本額

- 人件費
 - ・保育士
 - ・調理員
 - ・非常勤職員(嘱託医等)雇上費
- 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - ・給食材料費、保育材料費等

【保育士の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- 人件費
 - 保育認定の2区分に応じた対応
 - ・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加(年2日)

年5日分に引上げ

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・所長設置加算
 - ・事務職員雇上費加算
 - ・主任保育士専任加算
 - ・夜間保育加算
 - ・処遇改善等加算
 - ・入所児童処遇特別加算
- 主に管理費
 - ＜事業の実施状況に応じて加算＞
 - ・施設機能強化推進費
 - ＜保育所等の所在地域に応じて加算＞
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

加算により対応することが想定されるもの

- 主に人件費
 - 職員配置の改善
 - ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - ・処遇改善等加算を充実
 - 休日保育の充実
 - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - ・子育て支援に係る事務経費
 - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - 第三者評価の受審費用

4歳児の配置改善
(30:1→25:1)
1歳児の配置改善
(6:1→5:1)

加算率+5%に引上げ

人件費の引上げ

療育支援の補助者の人件費を引上げ
子育て支援活動経費を引上げ

嘱託を非常勤に改善

接続改善の人件費も措置

調整

- 常態的に土曜日閉所する場合

等

認定こども園に係る公定価格の基本構造イメージ

※下線部については、施設内で重複等が発生しないように施設全体に振り分け、1号定員と2・3号定員で等分して積算

・青字：幼稚園と共通の項目

・赤字：保育所と共通の項目

・黒字：幼稚園及び保育所と共通の項目

現行水準ベース

基本額

【保育教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

➤人件費

- ・園長
- ・保育教諭(年齢別学級編制確保分含む)
- ・調理員、学校職員
- ・非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費

➤管理費

- ・事務管理費、保健衛生費、減価償却費、補修費、苦情解決対策費等

➤事業費

- ・給食材料費、教材費等

加算額

➤主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)

- ・満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
- ・副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
- ・チーム保育加配加算
- ・通園送迎、給食実施加算
- ・夜間保育加算
- ・入所児童処遇特別加算
- ・処遇改善等加算

➤主に管理費

＜事業の実施状況に応じて加算＞

- ・外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
- ・施設機能強化推進費

＜所在地域に応じて加算＞

- ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

等

調整

➤常態的に土曜日閉所する場合

➤配置基準を満たさない場合(経過措置)

等

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

➤人件費

□保育認定の2区分に応じた対応

- ・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加

人件費を引上げ

□研修の充実

- ・研修機会確保のための代替要員費を追加

年2→5日分に引上げ

□地域の子育て支援・療育支援

- ・主幹保育教諭等を専任化するための職員を加配

※認定こども園では実施義務

- ・子育て支援に係る事務経費

人件費・事務費を引き上げ

週6日分に引上げ

□事務負担への対応

- ・保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

加算により対応することが想定されるもの

➤主に人件費

□職員配置の改善

- ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)

4歳児の配置改善(30:1→25:1)

1歳児の配置改善(6:1→5:1)

□職員処遇の改善(+3%)

- ・処遇改善等加算を充実

加算率+5%に引上げ

□休日保育の充実

- ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)

人件費の引上げ

□地域の子育て支援・療育支援

- ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配

療育支援の補助者の人件費を引上げ

□栄養士の配置(嘱託)

嘱託を非常勤に改善

➤主に管理費

□減価償却費、賃借料等への対応

- ・小学校との接続改善(保幼小連携)

接続改善の人件費も措置

□第三者評価の受審費用

※「満3歳児」は、1号子どもで、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児をいう。

小規模保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

現行水準ベース

基本額

- 人件費
 - ・保育従事者(保育士、家庭的保育者等)
 - ・非常勤職員(調理員、事務職員、嘱託医等)雇上費
- 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - ・給食材料費、保育材料費等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・管理者設置加算※
 - ・保育士比率向上加算
 - ・夜間保育加算
 - ・処遇改善等加算
- 主に管理費
 - ＜事業の実施状況に応じて加算＞
 - ・施設機能強化推進費
 - ＜保育所等の所在地域に応じて加算＞
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

- 常態的に土曜日閉所する場合
- 給食を提供しない場合(経過措置)
- 連携施設を設定しない場合(経過措置)

等

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- 人件費
 - 小規模保育の体制強化
 - ・認可保育所の配置基準上の定数の他に保育士1人を配置
 - 保育認定の2区分に応じた対応 ※保育所の基準+1人となっていることから、延長保育基本分に相当する分については調整が必要
 - ・非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加
- 管理費
 - 小規模保育の体制強化
 - ・連携施設に係る経費

年2→5日分に引上げ

加算により対応することが想定されるもの

- 主に人件費
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - ・処遇改善等加算を充実
 - 休日保育の充実
 - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - 障害児保育加算
 - ・障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に保育士等1人を加配
 - 栄養士の配置(嘱託)
 - ・嘱託を非常勤に改善
- 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 第三者評価の受審費用

加算率+5%に引上げ

人件費の引上げ

奈良市の仮利用者負担額（仮保育料）案 月額表

平成26年10月30日
奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課

【資料２－１】 子ども・子育て支援新制度の実施に伴う仮利用者負担額（仮保育料）案 月額表

階層区分				階層 間差率	推定年収	市(案)の保育料 (月額)																																				
国		市 (案)				1号認定 3歳以上						2号認定 3歳以上						3号認定 0～2歳																								
1号	2・3号					国基準額	教育標準 (認定こども園等)	国基準との比率	現行(市立、就 園奨励費適用 後)入園料5,650円	経過措置(市立幼 稚園等)入園料 5,650円別途あり	国基準額	現行	国基準と 現行の比率	保育標準 時間	現行からの 値上げ率	現行からの 値上げ額	国基準と 今の比率	保育 短時間	国基準額	現行	国基準 と現行 の比率	保育標準 時間	現行からの 値 上げ率	現行からの 値 上げ額	国基準 との比率	保育 短時間																
1	1	A	生活保護世帯等		—	0	0	#DIV/0!	4,634	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0																
2	2	B 1	市民税非課税世帯(母子等)		～260万円	0	0	#DIV/0!	4,634	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0																
		B 2	市民税非課税世帯		9,100	2,100	0.231	4,634	4,600	6,000	0	0.000	2,300	#DIV/0!	2,300	0.383	2,300	9,000	0	0.000	3,800	#DIV/0!	3,800	0.422	3,700																	
3	3	C 1	所得割額 48,600円未満(母子等)		～330万円	15,100	4,700	0.311	6,300	6,300	15,500	5,000	0.323	5,000	1,000	0	0.323	4,900	18,500	7,000	0.378	7,000	1,000	0	0.378	6,900																
		C 2	所得割額 48,600円未満		16,100	5,200	0.323	6,300	6,300	16,500	5,000	0.303	5,500	1,100	500	0.333	5,400	19,500	7,000	0.359	8,000	1,143	1,000	0.410	7,900																	
	4	D 1-1	所得割額 67,000円未満(母子等)	1.396	～380万円	15,100	6,400	0.424	6,300	6,300	27,000	8,800	0.326	9,300	1,057	500	0.344	9,100	30,000	12,100	0.403	12,500	1,033	400	0.417	12,300																
		D 1-2	所得割額 67,000円未満		16,100	6,900	0.429	6,300	6,300																																	
		D 2-1	所得割額 77,100円未満(母子等)	1.149	～410万円	15,100	6,900	0.457	6,300	6,300																	27,000	15,500	0.574	14,500	0.935	(1,000)	0.537	14,300	30,000	19,900	0.663	20,000	1,005	100	0.667	19,700
		D 2-2	所得割額 77,100円未満		16,100	7,400	0.460	6,300	6,300																																	
4	5	D 3	所得割額 97,000円未満	1.258	～470万円	20,500	8,700	0.424	6,300	6,300	27,000	15,500	0.574	16,000	1,032	500	0.593	15,700	30,000	19,900	0.663	22,000	1,106	2,100	0.733	21,600																
		D 4	所得割額 133,000円未満	1.371	～550万円	20,500	10,000	0.488	6,300	6,300	28,700	17,700	0.617	18,500	1,045	800	0.645	18,200	44,500	28,700	0.645	30,500	1,063	1,800	0.685	30,000																
	D 5	所得割額 169,000円未満	1.271	～640万円	20,500	11,300	0.551	6,300	6,300	28,700	19,900	0.693	21,000	1,055	1,100	0.732	20,600	44,500	38,600	0.867	39,800	1,031	1,200	0.894	39,100																	
	6	D 6	所得割額 211,200円未満	1.250	～740万円	20,500	12,600	0.615	6,300	6,300	28,700	22,800	0.794	23,300	1,022	500	0.812	22,900	61,000	47,500	0.779	46,800	0.985	(700)	0.767	46,000																
		D 7	所得割額 301,000円未満	1.425	～930万円	25,700	14,700	0.572	6,300	6,300	28,700	22,800	0.794	24,000	1,053	1,200	0.836	23,600	61,000	47,500	0.779	52,300	1,101	4,800	0.857	51,400																
	5	7	D 8	所得割額 397,000円未満	1.319	～1130万円	25,700	16,800	0.654	6,300	6,300	28,700	25,000	0.871	26,000	1,040	1,000	0.906	25,600	80,000	53,000	0.663	58,300	1,100	5,300	0.729	57,300															
8		D 9	所得割額 397,000円以上		1130万円～	25,700	18,900	0.735	6,300	6,300	28,700	26,200	0.913	28,000	1,069	1,800	0.976	27,500	82,730	58,000	0.701	64,800	1,117	6,800	0.783	63,700																

給付上限額

【資料２－２】 仮利用者負担額（仮保育料案）月額表に係る前回会議との比較表

階層区分				推定年収	市(案)の保育料（月額）																					
国		市（案）			1号認定 3歳以上						2号認定 3歳以上						3号認定 0～2歳									
1号	2・3号				国基準額	10/10 提示分	教育標準 (認定こども園等)	国基準 との比 率	現 行 (就園奨励費適 用後) 入園料5,650円	経過措置 (市立幼稚 園等)	国基準額	現行	10/10 提示分	保育標準 時間	現行から の値上げ 率	現行からの 値上げ額	国基準と 新の比率	保育 短時間	国基準額	現行	10/10 提示分	保育標 準時間	現行から の値上 げ率	現行から の値上 げ額	国基準 との比 率	保育 短時間
1	1	A	生活保護世帯等	—	0	0	0		4,634	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0		0		0
2	2	B 1	市民税非課税世帯(母子等)	～260万円	0	0	0		4,634	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0		0		0
		B 2	市民税非課税世帯		9,100	2,100	2,100	0.231	4,634	4,600	6,000	0	2,300	2,300		2,300	0.383	2,300	9,000	0	3,800	3,800		3,800	0.422	3,700
3	3	C 1	所得割額 48,600円未満(母子等)	～330万円	15,100	4,700	4,700	0.311	6,300	6,300	15,500	5,000	5,000	5,000	1,000	0	0.323	4,900	18,500	7,000	7,400	7,000	1,000	0	0.378	6,900
		C 2	所得割額 48,600円未満		16,100	5,200	5,200	0.323	6,300	6,300	16,500	5,000	6,000	5,500	1,100	500	0.333	5,400	19,500	7,000	8,400	8,000	1,143	1,000	0.410	7,900
	4	D 1-1	所得割額 67,000円未満(母子等)	～380万円	15,100	6,400	6,400	0.424	6,300	6,300	27,000	8,800	10,500	9,300	1,057	500	0.344	9,100	30,000	12,100	15,100	12,500	1,033	400	0.417	12,300
		D 1-2	所得割額 67,000円未満		16,100	6,900	6,900	0.429	6,300	6,300																
		D 2-1	所得割額 77,100円未満(母子等)	～410万円	15,100	6,900	6,900	0.457	6,300	6,300	27,000	15,500	16,000	14,500	0.935	(1,000)	0.537	14,300	30,000	19,900	21,000	20,000	1,005	100	0.667	19,700
		D 2-2	所得割額 77,100円未満		16,100	7,400	7,400	0.460	6,300	6,300																
		D 3	所得割額 97,000円未満	～470万円	20,500	8,700	8,700	0.424	6,300	6,300	27,000	15,500	18,600	16,000	1,032	500	0.593	15,700	30,000	19,900	25,100	22,000	1,106	2,100	0.733	21,600
4	5	D 4	所得割額 133,000円未満	～550万円	20,500	10,000	10,000	0.488	6,300	6,300	28,700	17,700	19,900	18,500	1,045	800	0.645	18,200	44,500	28,700	30,900	30,500	1,063	1,800	0.685	30,000
		D 5	所得割額 169,000円未満	～640万円	20,500	11,300	11,300	0.551	6,300	6,300	28,700	19,900	20,600	21,000	1,055	1,100	0.732	20,600	44,500	38,600	38,600	39,800	1,031	1,200	0.894	39,100
	6	D 6	所得割額 211,200円未満	～740万円	20,500	12,600	12,600	0.615	6,300	6,300	28,700	22,800	22,800	23,300	1,022	500	0.812	22,900	61,000	47,500	47,500	46,800	0.985	(700)	0.767	46,000
		D 7	所得割額 301,000円未満	～930万円	25,700	14,700	14,700	0.572	6,300	6,300	28,700	22,800	23,900	24,000	1,053	1,200	0.836	23,600	61,000	47,500	49,300	52,300	1,101	4,800	0.857	51,400
5	7	D 8	所得割額 397,000円未満	～1130万円	25,700	16,800	16,800	0.654	6,300	6,300	28,700	25,000	25,000	26,000	1,040	1,000	0.906	25,600	80,000	53,000	54,400	58,300	1,100	5,300	0.729	57,300
	8	D 9	所得割額 397,000円以上	1130万円～	25,700	18,900	18,900	0.735	6,300	6,300	28,700	26,200	26,200	28,000	1,069	1,800	0.976	27,500	82,730	58,000	58,000	64,800	1,117	6,800	0.783	63,700

奈良市子ども・子育て会議 第5回支給認定・利用者負担検討部会への意見

2014年10月30日

委員 亀本和也

1、はじめに

- ① 7月の厚生省発表では「子どもの貧困率」が過去最悪の16.3%となり、「ひとり親家庭」の貧困率は54.6%と、OECD加盟35ヶ国中ワースト9位と深刻な状態になっています。また、総務省発表の家計調査でも4～6月期のサラリーマンの世帯収入は前期比で△0.4%の減少。消費税や円安などを背景にした物価上昇を考慮した実収入では△4.5%の減少となっており雇用もパート、派遣などの非正規雇用では改善も正社員は△50万人近く減少しています。
- ② 少子高齢化が進行する中、いかに出生率を上げていくかが国家的な課題であり、安倍内閣でも女性が働き活躍する社会の実現を大きな行政目標に掲げています。しかしながら奈良県の合計特殊出生率は全国ワースト4位、奈良市は県内ワースト13位（39市町村中）となっており、奈良県が実施した平成25年度子育て実態調査では、理想とする子ども数よりも予定子ども数が低い理由として奈良県、全国ともに1位が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」としています。
- ③ 奈良県の第1子の妊娠時に就労している人の割合は約6割ですが、第1子が1歳になった時点では約2割にまで低下。働く女性の約6割が第1子を機に退職しており、無職が7割に急増しています。そのため、奈良県の子ども子育て会議においても、少子化対策の目指すべき姿として「結婚・子育ての希望を叶えるという考え方のもと、これらを阻害している要因を取り除き、子どもを生み育てやすく、子どもが健やかに育つ奈良県づくり」をめざすとしています。
- ④ 女性が働き続けることは、その女性から国、自治体へ税金、社会保険料が入り、同時に企業からも法人税や社会保険料が入り、更には、消費が活発になるなど経済波及効果も及ぼし、生涯計算では行政・自治体の支出よりも収入の方が上回るとする学説も出されています。そういった働く女性にとって保育所関係の指標は住まいを決めるうえでも重要なファクターとなっています。

2、奈良市の仮利用者負担額（仮保育料案）について

①保育料（2号、3号認定）については据え置くべき

- ・ 現時点において、国の新制度の費用関連の詳細は未だ決定されておらず、平成27年度予算編成において決定するとしています。国が示す利用者負担のイメージでも、保育料（2号、3号認定）は現行と変わっておらず、国の利用者負担に対する考え方として「現行の利用者負担の水準を基に定める（市町村の現行の実態に応じて）」としており、言い換えれば、「新制度でも現状維持（変更不可）」とも読める内容となっており、前回いただいた部会資料でも、生駒、郡山、天理、橿原などでは現行通りとしています。新制度の内容が市民に周知されない中で、ましてや「認定」という新たな概念が開始される中で、国の方針にもない保育料の引き

上げを奈良市が打ち出すことは“便乗値上げ”と言われても仕方がなく、到底市民の理解を得られないものと考えます。

- ・ また、7月の子ども・子育て会議で報告された事業計画策定部会の審議報告でも、基本理念に基づく基本方針②「子どもを安心して生み育てられるまちづくり」、基本目標(7)「様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実」の項では、個別施策の具体的な取り組みとして「経済的支援の充実」「ひとり親家庭への支援」「障がいのある子どもとその家庭への支援」などが書かれており、今回の保育料の大幅な値上げは明らかにこれらの方針と逆行するものと考えます。

②B階層での新たな利用料の徴収について

奈良市では昭和62年(1987年)に国がB階層からの保育料徴収を示したときも同調せず、それ以降もずっと徴収せずに今日まで継続してきています。今回この階層からも保育料を徴収するということは、明らかにこれまで先人達が守ってきた福祉を大事にする奈良市政の方針を転換することであり、ましてや上述したような最も困難な情勢のもとでやるべきではないと考えます。1号認定とのバランスを考慮したものとも考えられるが、ここは基本理念、方針の象徴的な施策でもあり、経過措置ではなく1号も含め全てのB階層からの徴収をなくすべきであると考えます。

③徴収率 65%⇒67.5% (67.5%÷65%=1.038 3.8%増) のマジック？

前回の部会で担当課より説明のあった「引き上げはするがそれでも67.5%と他の中核市との比較では上位…」と力説されていたが、各階層別に見ると

- ・ D3で最大の値上げ幅となっており、2号認定で20%↑3100円の引き上げ。3号認定では26.1%↑5200円の引き上げ。
- ・ D1-2で、2号認定で19.3%↑1700円の引き上げ。3号認定で24.8%↑3000円の引き上げ。
- ・ D4で、2号認定で12.4%↑2200円の引き上げ。3号認定で7.7%↑2200円の引き上げ。

その他、C2でも20%↑の引き上げとなっており、個別の引き上げで見れば、説明されたような感覚とはかけ離れたとんでもない大幅値上げとなっており、これまた上述したような厳しい情勢の中で、到底市民の理解など得られないと考える。1号認定では経過措置として「引き上げない」としており、当然2号、3号認定でも平等に引き上げないとすべきと考える。

3、 多子減免について

1号認定では小3以下の範囲で多子減免を規定しているが、2号、3号認定では就学前の範囲で規定しており(国の基準どおり)2号、3号でも平等に小3以下の範囲で規定すべきではないか？また、理念・方針の具体化という観点からも、障害児を含む場合の多子減免を工夫できないか？

4、 年度途中の収入変更への対応について

失業等により収入が年度途中で大きく変わったときの保育料の変更等の対応は？